

会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3章の規程に基づき、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）の正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の入会、退会に関し、必要な事項を定める。

(入会基準及び手続き)

第2条 埼環協の会員として入会しようとする者は、別紙1の入会申込書及び付帯書類（会社概要がわかるもの）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申し込みがあった場合は、理事会に入会の可否について諮るものとする。

3 理事会は、会長から会員の入会の可否について提案があった場合は、以下の基準により入会の可否を決定する。

(1) 埼環協の規約を遵守できること

(2) 入会申込書並びに付帯書類に虚偽の記載がないこと。

(3) 当該申込者の経営基盤が健全で、財務的に信用があること

4 会長は、理事会の決定に基づき申込者にその決定を通知する。

(会員名簿)

第3条 前条の第4項により決定の通知を受けた会員は、別に定める「会員情報届」を会長に提出するものとする。

2 前項の届出を受理した場合は、会長は遅滞なく会員に関する情報を登録し、電子媒体で公開するものとする。この場合、埼環協が定める個人情報保護方針に基づき、適切に個人情報を取り扱うものとする。

3 会員は、登録する会員情報に変更があった場合は、遅滞なく別に定める「会員情報変更届」を会長に提出するものとする。

4 前項の会員情報変更届出を受理した場合は、会長は第2項に準じた手続きを行うものとする。

(会員の責務)

第4条 会員は、埼環協が行う常任委員会活動に必ず参加し、また各種行事に積極的に参加することを責務とする。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び年会費は、別に定める細則によるものとする。

(退会)

第6条 会員は、別紙2に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。会長は退会届を受理した場合は、理事会にその旨を報告し、会員名簿から当該会員の記載を抹消するものとする。

2 会員が定款第9条第2項に基づき退会したと理事会がみなした場合は、会長は別紙3をもって当該会員に通知し、会員名簿から当該会員の記載を抹消するものとする。

- 3 会員が定款 10 条に基づき除名された場合は、会長は別紙 4 をもって当該会員に通知し、会員名簿から当該会員の記載を抹消するものとする。
- 4 定款第 10 条に基づき、会員の資格を喪失した場合は、前歴として会員資格の経歴を使用することができない。

(再入会)

第 7 条 会員の資格を喪失した者が再度入会する場合は、以下の手続きによるものとする。

- (1) 再度入会を希望する者は、その理由を記した書面及び別紙 1 の入会申込書を会長に提出するものとする。
- (2) 会長は、前号の書面及び入会申込書を受理した場合は、理事会に入会の可否について諮るものとし、理事会は第 2 条第 3 項に定める基準により入会の可否を決めるものとする。ただし、資格を喪失した時点に入会金、会費の未納がある場合は、当該未納分を納入しないかぎり再入会はできないものとする。
- (3) 会長は、理事会の決定に基づき再入会を申し込みする者にその決定を通知する。

- 2 定款第 10 条に基づき除名された者は、除名された日から 2 年間に達する時期までは入会することはできない。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別紙 1

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人埼玉県環境計量協議会

会 長 殿

住 所

名称及び

代表者名

⑩

貴会の目的に賛同し、定款を理解しましたので、入会の申し込みをいたします。

記

1 事業所の所在地

住所 :

電話 _____ () _____ Fax _____ () _____

mail :

URL

2 事業所の代表者氏名

3 ご担当者氏名

4 希望する会員の種類 (正会員・賛助会員)

5 付帯書類

(会社概要がわかるもの：会社概要、業務内容、計量証明事業登録番号、保有設備など)

別紙 2

退 会 届

平成 年 月 日

一般社団法人埼玉県環境計量協議会

会 長

殿

届出者 住 所

名 称

代表者名

⑩

下記により、貴会を退会したいのでお届けいたします。

記

1 退会年月日

2 退会理由

別紙 3

平成 年 月 日

退会通知書

〇〇〇〇〇〇

様

一般社団法人埼玉県環境計量協議会

会 長

⑩

一般社団法人埼玉県環境計量協議会定款第9条第2項に抵触することにより、平成 年 月 日をもって御社を一般社団法人埼玉県環境計量協議会から退会したものとみなします。

従って、御社は定款第11条により本会に対する権利を失い、義務を免れることができます。

なお、この決定に対し不服等申し立てがある場合には、書面にてその理由を明記し当協議会まで提出してください。

退会の理由

別紙 4

平成 年 月 日

除名通知書

〇〇〇〇〇〇

様

一般社団法人埼玉県環境計量協議会

会 長

⑩

御社は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会定款第 10 条に抵触することにより、平成 年 月 日をもって一般社団法人埼玉県環境計量協議会から除名したものとみなします。従って、御社は定款第 11 条により本会に対する権利を失い、義務を免れることができます。

なお、この決定に対し不服等申し立てがある場合には、定款第 10 条第 2 項により、会員総会の場において弁明する機会与えられることを申し添えます。

除名の理由